

お知らせ 狩猟免許試験のご案内

わな猟の狩猟免許試験を次のとおり実施します。イノシシやサルなどの鳥獣被害に困りの皆さんの受験をお待ちしています。詳しくは県鳥獣対策課までお問い合わせください。

▼日時 7月19日(日) 10時～

▼試験会場 高知県立大学

(池キャンパス)

(高知市池2751-1)

▼申請手数料 5,200円

※一部免除者は3,900円

▼申請書配布場所 県鳥獣対策課、いの地区猟友会(いの町3036)

▼申請期間・方法 7月5日(日)～6日(月)の期間中、いの地区猟友会(☎892-11482)まで持参又は郵送してください。

▼その他

高知県猟友会による、わな猟講習会を7月12日(日)9時から実施します。会場は高知県立大学池キャンパス(高知市池2751-1)で、受講料は7,000円です。

■問い合わせ 県鳥獣対策課

☎823-19042

狩猟免許取得補助について

近年増加している鳥獣による農林水産物への被害対策として、有害鳥獣を捕獲するために必要な狩猟免許を取得する際に、予算の範囲内で補助金を交付します。

▼対象者

町内に住所を有し、免許取得後は町内のいずれかの猟友会に入会し、町内の有害鳥獣捕獲に従事することができる者

■申請及び問い合わせ 産業経済課

☎893-11115

吾北総合支所産業課

☎867-12313

本川総合支所産業建設課

☎869-12115

お知らせ

戦没者慰霊巡拝のお知らせ

次の地域で、戦没者のご遺族を対象に慰霊巡拝が行われます。

▼対象地域

沿海地方、ウズベキスタン、中国東北地方、東部ニューギニア、インドネシア、硫黄島、北ポルトオ、パラオ、フィリピン

▼選考基準

健康状態が良好で、原則として80歳以下の方(当該戦域を平成22年度以降参加していない方を優先)

■問い合わせ 高知県地域福祉政策課

☎823-9662

ほけん福祉課

(すこやかセンター伊野内)

☎893-3810



お知らせ

戦没者などのご遺族の皆様へ 第10回特別弔慰金が支給されます

▼対象者

平成27年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方(戦没者などの妻や父母など)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給されます。

1 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

2 戦没者などの子

3 戦没者などの①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹(戦没者などの死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。)

4 右記1から3以外の戦没者などの三親等内の親族(戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限りません。)

▼支給内容

額面25万円、5年償還の記

名国債

▼請求期間

平成30年4月2日まで

■請求・問い合わせ

ほけん福祉課

(すこやかセンター伊野内)

☎893-13810

吾北総合支所住民福祉課

☎867-12300

本川総合支所住民福祉課

☎869-12114

お知らせ

■ご存じですか!

パートタイム労働法

Q&A

Q 労働条件通知書に昇給の有無・賞与の有無・退職手当の有無、相談窓口の記載がないのですが?

A. パートタイム労働法では、労働条件通知書の中に昇給の有無・賞与の有無・退職手当の有無、及び相談窓口について明示、記載することが義務付けられています。
パートタイム労働法については高知労働局雇用均等室(☎885-16041)までお問い合わせください。